お取引先様 各位

インテージグループ

確約書および適格請求書発行事業者登録番号に関するお願い

謹啓　貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、インテージグループでは、暴力団排除条例に従い、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制を講じており、インテージグループ各社とお取引いただく皆様には、趣旨をご理解いただき、添付の「反社会的勢力でないこと等に関する確約書」（以下「確約書」）の提出をお願いしております。恐れ入りますが、「確約書」に署名ご捺印のうえ、ご提出をお願いいたします。

　また、2023年10月1日から、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることに伴い、「適格請求書発行事業者番号」を登録された課税事業者様には「適格請求書発行事業者番号」のご提示をお願いしております。「確約書」の「適格請求書発行事業者番号」欄に、「T」から始まる登録番号をご記入ください。未登録の事業者様については、「未登録の場合は…」の欄にチェックをお願いいたします。（いずれかへの記入が必須となります）
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

　なお、インテージグループ各社の適格請求書発行事業者番号をご案内させていただきますのでご確認ください。

謹白

記

【インテージグループ各社の適格請求書発行事業者登録番号】

会社名	適格請求書発行事業者番号
株式会社インテージホールディングス	T7010001101459
株式会社インテージ	T3010001152563
株式会社インテージリサーチ	T6012701004917
株式会社インテージクオリス	T8011001098585
株式会社リサーチ・アンド・イノベーション	T6010001140532
株式会社インテージヘルスケア	T3010001109134
株式会社プラメド	T6130001026141
株式会社インテージリアルワールド	T1010001094428
株式会社協和企画	T4010401008125
株式会社インテージテクノスフィア	T2100001003411
株式会社データエイジ	T1012701013658
株式会社ビルドシステム	T5011101018248
エヌ・エス・ケイ株式会社	T7100001000429
株式会社インテージ・アソシエイツ	T6010001116722

以上

年　　月　　日

インテージグループ　殿

反社会的勢力でないこと等に関する確約書

住　所

企業名（屋号）
代表者名／氏名　　㊞

適格請求書発行事業者番号（14桁）

※未登録の場合は、チェックを入れてください　☑

［当社（役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者を含みます。以下同じ。）／私］は、貴社とのすべての取引（過去および将来のものを含みます。以下同じ。）に関して、次のとおり反社会的勢力排除に関して表明し、確約しましたので、この確約書（以下「本書」といいます。）を差し入れます。

1　［当社／私］は、本書提出日現在、次の各号に定める反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①　暴力団
②　暴力団員
③　暴力団準構成員
④　暴力団関係企業
⑤　総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
⑥　特殊知能暴力集団等
⑦　暴力団員でなくなってから５年を経過していない者
⑧　その他前各号に準ずるもの

2　［当社／私］は、本書提出日現在、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます。）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①　反社会的勢力等によって、その経営を実質的に支配される関係
②　反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
③　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
④　反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
⑤　その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3　［当社／私］は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。

①　暴力的な要求行為
②　法的な責任を超えた不当な要求行為
③　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④　風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を棄損し、又は貴社の業務を妨害する行為
⑤　その他前各号に準ずる行為

4　［当社／私］は、下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときは、そのすべてを含みます。以下同じ。）との関係において、当該下請又は再委託先業者が反社会的勢力等に該当しないことを表明し、且つ将来においても該当しないことを確約します。万が一、その下請又は再委託先業者が反社会的勢力等に該当することが判明した場合には、直ちに当該下請又は再委託先業者との契約を解除し、又は契約解除のための措置をとることとします。

5　［当社／私］は、前各項のいずれかに違反すると疑われる合理的事情がある場合、又は本書による表明・確約が虚偽であることが判明した場合には、貴社が何らの催告もなく、［当社／私］と貴社との間で締結された一切の契約を解除しても一切異議を申し立てず、貴社に対し損害賠償ないし補償を求めません。また、当該契約の解除により貴社及び第三者に損害が生じた場合には、その損害のすべてについて［当社／私］がその賠償を行います。

以上